

アジアのワイン取引ハブを目指す香港

香港駐在員事務所

秘書 Hau Siu Yun, June

香港政府は本年2月、香港内で取引される全てのワインに対する物品税を従来の40%からゼロとする減税措置を発表、即日実施するとともにアジアのワイン取引ハブ構想を掲げ世界に向けPRしていく方針を伝えました。

もともと香港には関税がなく、消費税に相当する付加価値税もないことに加え、今回の措置が実施されたことにより、他の先進国・地域に前例がない、世界で最も自由にワイン取引を行うことができる場所になったと言えます。

このPRの一環として、本年8月には政府主導でワイン見本市「香港国際ワインフェア」が行われました。この展示会は8月14～16日まで開かれて、約1,000社の事業者が出展し、55カ国・地域から約18,000人以上のバイヤーや訪問者で賑わいました。

本フェアの中で、主催した香港貿易発展局副総裁のレイモンド・イップ氏は、今回の政府の免税措置に加え、優れた金融システム、今後ワイン消費量の飛躍的増加が予想される中国・アジア地域への物流利便性、英国領だった時代に育った香港のワイン文化などを挙げながら、「香港を買い付け、保管の場としてほしい」と各国の参加者に訴えました。

また同氏は「免税措置で香港を経由したワイン貿易が盛んになると2017年には30億HK\$（約411億円）の経済効果が生まれると試算している。実際、今年2月以降のワイン輸入量は前年同期比で50%増、金額ベースでは約2倍と大幅に伸びている。」と免税措置による税収減（年間約8億4千万円）を上回る経済効果を強調していました。

今回の措置では、ワイン以外のアルコール度数が30%以下の酒類についても物品税が免税となりました。香港では、日本料理が急速に普及してきたこともあり、もはや日本酒を好む香港人も珍しくはなく、日本の酒類メーカーにとっても新たな販売先拡大のチャンスであると言えます。

